千葉市消防団員分限懲戒審查委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防団の分限及び懲戒処分の手続きに関し 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 千葉市消防団員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、 千葉市消防団員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (組織)
- 第3条 委員会の委員は、副団長の階級にある者のうち、消防団長(以下「団長」という。)が任命する者7名をもって充てる。

(委員長)

- 第4条 委員会の委員長は、本部副団長のうち、団長が指定する者を充 てる。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指 定する委員がその職務を代行する。

(書記)

- 第5条 委員会に書記若干名を置く。
- 2 書記は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員会)

- 第6条 委員長は、団長から分限又は懲戒に関する事項について諮問されたときは、委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。 (事前調査)
- 第7条 委員長は、審査のために必要があると認められるときは、書記 及び委員長の指名する者に事実確認、当事者又は関係者に対する事情 聴取、検証その他の調査を行わせることができる。

(審査)

- 第8条 委員会の議事は、委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 委員長は、審査のために必要があると認めるときは、関係者の出席

を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

- 第9条 委員は、自己若しくは3親等以内の親族又は所属団員に関する 事項の審査には、参与することができない。ただし、委員長が審査に 必要があると認めたときは、会議に出席し、発言することができる。 (答申)
- 第10条 委員長は審査が終了したときは、審査結果について団長に答申しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。